**平成２２年（フ）第９８９号**
兵庫県姫路市御立東１丁目２番16号、従前の住所兵庫県姫路市城東町毘沙門31番地　雇用促進住宅２棟401
債務者　西柳　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第９８５号**
熊本市刈草１丁目５番６号
債務者　大河　和仁
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１００７号**
熊本市東野３丁目12番43号
債務者　喜田川惠一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１０２８号**
熊本市桜木１丁目７番15号
債務者　志垣　邦廣
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１０４０号**
熊本市黒髪２丁目17番９号
債務者　渕上　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第７００号**
大分県別府市上田の湯町14番21号　マミヤマンション７号
債務者　大久保水流
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１７８４号**
広島市安佐南区沼田町大字伴6951番地９　シティハイムカーサ平本101
債務者　横井　義晃
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２４３号**
北海道小樽市堺町３番23号、前住所長野県飯田市仲ノ町357番地１　フォーレス仲ノ町101号
債務者　石田　景子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第２５７号**
北海道小樽市潮見台１丁目９番24号、前住所北海道小樽市緑２丁目18番７号
債務者　大澤　勝男
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（フ）第１９４６号**
宮城県名取市高舘吉田字東内舘44番地
債務者　相澤しづ江
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第６１４号**
秋田市楢山南中町５番６―16号　ドエルならやまＡ―203号
債務者　正木　温子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３６６号**
福島市飯坂町湯野字切湯ノ上９番地の５　飯坂ホワイトハイツ303号
債務者　佐久間　剛
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第３７５号**
福島市永井川字合ノ川10番地の11　ハイツホワイトＡ103
債務者　齋藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第３８３号**
福島市町庭坂字畑外２番地の１
債務者　佐藤　明香
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福島地方裁判所

**平成２２年（フ）第１６０号**
茨城県神栖市神栖１丁目17番40号神栖コーポ105号
債務者　戸村　恵美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第１６１号**
茨城県神栖市波崎8746番地
債務者　菊澤　充代（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

**平成２２年（フ）第１６２号**
茨城県鹿嶋市大字鰐川417番地
債務者　内野　弘文
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部